

ふくしま情報化推進計画（2015－2017）（案）に対する意見と県の考え方について

No.	ページ・該当箇所	御意見の内容	県の考え方
1	<p>P.24 第3章 第2節 4 人材・基盤 「また、福島県を訪れる観光客の利便性や満 たために、県有施設や観光施設等への公衆無線LAN 環境の整備を推進します。」</p> <p>【施策の分野と推進項目】 (2) 情報通信基盤 ・情報通信基盤の整備拡大 ・Wi-Fiアクセスポイントの整備促進</p>	<p>観光・商店の活性化において、公衆無線LAN (Wi-Fi) の施設整備すると共に、2020年オリンピックを考慮に入れたインバウンド戦略のために、福島県共通Wi-Fiのコンテンツを作成し、県内自治体が共通利用できるようなコンテンツ基盤を開発すべきではないか？</p>	<p>Wi-Fiアクセスポイントの整備促進については、P.45～46に記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、今後、外国人観光客の受入体制の強化の観点から、公衆無線LANの活用等を検討していきたいと考えており、ご意見について参考とさせていただきます。</p> <p>P.45～46 第4章、第4節（2）情報通信基盤 イ Wi-Fiアクセスポイントの整備促進</p> <p>【今後の取組】 ○県有施設や観光施設等におけるWi-Fiアクセスポイントの整備を促進し、県民や観光客等の利便性を高め、災害時などには迅速な情報収集・提供を行うインターネット通信環境を提供します。</p>
2	<p>P.28 第4章 施策分野の展開 第1節 復興への取組 (1) 復興まちづくり ア ICT復興まちづくりの推進</p>	<p>震災による被害やデジタル放送への切り替えにより、今までのテレビアンテナではデジタル放送が見にくい或いは見られない家庭が増えている。</p> <p>今後の地上波テレビで緊急放送やICTによる地域情報のやり取りを行うのであれば、現在の不都合がある家庭への補助を行うべきではないでしょうか。</p>	<p>福島県内のテレビ放送の地上デジタル放送化は、平成17年度から開始され、平成24年3月末にデジタル放送に完全移行しました。</p> <p>地上デジタル放送に伴う難視については、平成27年3月まで総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）において共聴対策やアンテナ対策を実施し、県でも共聴対策に対する支援を行ってきたところです。なお、原発事故による避難指示等の区域につきましては、引き続きアンテナ対策等の支援が継続されます。</p> <p>また、防災情報の提供は、P.39～40に記載していますとおり、テレビだけでなく、ソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用してまいります</p> <p>P.39～40 第4章、第3節（2）防災・減災 ア 防災情報システムの整備</p> <p>【今後の取組】 ○災害発生時に正確な情報収集・情報伝達及び情報の共有化を図るとともに、テレビやラジオ、ソーシャルメディア等多様なメディアの活用や、GIS(※)などによる“見える化”を図るなど、わかりやすい情報発信を行う。また、日頃より気象変化の激しい中部等においてライブカメラによる道路画像情報の提供に努めます。</p> <p>○道路規制情報、積雪情報や雨量・河川の水位情報、土砂災害危険箇所情報等のホームページ等での</p>

			<p>情報提供の強化を図り、地域の防災意識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民の安全を確保するため、「Lアラート（公共情報コモンズ）」（※）を活用し、防災情報等をテレビ・ラジオ・インターネット等の多様なメディアに配信します。</li> <li>○危機管理拠点における緊急情報の収集・分析及び発信機能の強化を図ります。</li> </ul>
3	<p><b>P.28</b> 第4章 施策分野の展開 第1節 復興への取組 <b>P.32</b> 第2節 産業振興地域活性化</p>	<p>復興は徐々に進んでいるとはいえ、人の流出や企業撤退の割合のほうが大きい今後も続いていくと思われます。ICTに関して、福島で仕事をし暮らしていれば、その通信費は無料となるような思い切ったメリットを用意しないと企業や人はやってこないのではないのでしょうか。</p> <p>いくら一部の税制や制度のメリットを用意しても、金銭面のメリットがなくては個人、家庭、企業が福島に住み続けようとはしないし、福島で起業する気が起きないと思われる。ICTの利用に関してもっと直接的で具体的な金銭面での優遇措置を講じるべきと考えます。</p> <p>また、全体に安易にICTというキーワードを使っているように思います。情報通信技術の普及は人への教育が重要です。どの業種でも人材不足となっている現状でどのように高度かつ信頼性のあるICTを扱える人材を確保していくのか具体的な施策が見られないように感じます。</p>	<p>[企業誘致について]</p> <p><b>P.32</b> に一例として企業誘致の支援等について記載しております。</p> <p>なお、企業誘致につきましては現在も様々な補助制度等を実施しておりますが、通信費につきましても、平成26年度から、誘致企業における情報通信機器等の借上経費やデータ通信費に加え、市町村が行う受入施設の整備費に対する補助を実施しております。</p> <p>[人材育成について]</p> <p>ICT人材育成は重要なことと考えており、<b>P.32</b>、<b>P.44</b> にハイテクプラザや会津大学と連携した情報技術者等の人材育成を記載しております。</p> <p><b>P.32</b> 第4章、第2節（1）企業誘致・支援 ア ICT関連企業立地・中小企業支援</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○複雑化、高度化する工業製品機能に対応し、次世代の経済社会を支える基盤となる組込みソフトウェアやシステム開発を始めとするICT産業の振興を図ります。</li> <li>○ICT企業を誘致し交流人口を拡大させるとともに、地元新規雇用の創出や地域活性化を図るため、ICT企業の誘致を行う市町村に対し必要な支援を行います。</li> <li>○首都圏に一極集中しているデータセンター（DC）とインターネットエクスチェンジ（IX）を地域分散するために、第3のIXとして磐越道を利用した東北横断グローバルネットワークの整備を支援し、ICT関連産業の集積を図ります。</li> <li>○中小企業者のICT導入による情報化の推進を支援するとともに、ハイテクプラザや会津大学と連携し、ICT産業の振興を支える情報技術者等の人材育成を図ります。</li> <li>○会津大学に先端ICTラボを開設し、民間企業等との先端ICT研究の推進による新産業・革新的事業の創出を目指します。</li> </ul> <p><b>P.44</b> イ ICT人材育成と県民の情報リテラシー向上</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会津大学において、データサイエンティストや情報セキュリティ技術者等の高度なICT専門知識</li> </ul>

			<p>を有する人材の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民の誰もが安全で快適にICTによる便利さを享受できるように、ふくしまICT利活用推進協議会や市町村による住民の情報リテラシー向上のための取組を促進します。</li> <li>○ハイテクプラザや会津大学と連携し、ICT産業の振興を支える情報技術者等の人材育成を図ります。</li> </ul>
4	<p><b>P.35</b> 第4章 施策分野の展開 第2節 産業振興・地域活性化 (3) 雇用形態の多様化 ア 新しいワークスタイルの支援</p>	<p>被災地の復興支援のみならずオールジャパンの新しい雇用モデルとなるよう、テレワークの普及に積極的に取り組む必要があると考える。</p> <p>特に、女性に関しては、子育てや介護のために就業継続が困難になり、離職するケースも増加している。</p> <p>企業において在宅勤務やフレックス制の導入の導入など、働き方の選択肢を増やすとともに、下記の資料にもあるような、短期的業務・継続的業務を官公庁が率先して仕事の創出をするべきであるとする。</p> <p><b>【参考】</b> 「被災地域における在宅就業等支援対策」に関する提言（平成24年8月9日）被災地域における在宅就業等支援対策に関する連絡協議会（URLは省略）</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進は、継続就労や地域活動への参加にもつながるものであり、在宅勤務などの必要性について意識啓発を図るとともに、企業等を直接訪問し、普及啓発を行ってまいります。</p> <p>なお、本計画においては、P.35に記載のとおりとさせていただきます。</p> <p><b>P.35</b> 第4章、第2節（3）雇用形態の多様化 ア 新しいワークスタイルの支援</p> <p><b>【今後の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災自治体の住民、育児・介護等により離職せざるを得ない人及び女性や障がい者の雇用の場を確保するため、ICTを活用して、時間や場所にとらわれない新たなワークスタイルを実現するテレワークの活用を支援します。</li> <li>○古民家などの空き家を改修しサテライトオフィス等として活用するICT企業を支援する市町村の取組を促進します。</li> <li>○職員のモバイルワークの拡大等について検討します。</li> </ul>
5	<p><b>P.47</b> 第4章 第5節 (1) 電子自治体 ア 電子県庁の推進</p>	<p>地図上で視覚的に情報を管理できる地理情報システム（GIS）を利用した危機管理の記載があるが、各自治体の危機管理の相互連携をするだけでなく、GISの利活用を推進するためにも、福島県のG空間のプラットフォーム整備を検討すべきではないか？</p>	<p>GISを利用した危機管理については、P.39に、分かりやすい情報発信の一例としてGISを用いることを記載しております。</p> <p>また、県のG空間プラットフォームについては、P.48に記載しておりますとおり、市町村と連携して取り組みます。</p> <p><b>P.39</b> 第4章、第3節（2）防災・減災</p> <p><b>【今後の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生時に正確な情報収集・情報伝達及び情報の共有化を図るとともに、テレビやラジオ、ソーシャルメディア等多様なメディアの活用や、GISなどによる“見える化”を図るなど、わかりやすい情報発信を行う。また、日頃より気象変化の激しい峠部等においてライブカメラによる道路画像情報の提供に努めます。</li> </ul> <p><b>P.48</b></p>

			<p>第4章 第5節 (1) 電子自治体</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○個別のGISから地図を共有する統合型GISへの取組を市町村と連携して推進し、行政の効率化・高度化を図るとともに、県民に対する便利でわかりやすい情報提供を行います。</p>
6	<p><b>P.50</b></p> <p>第4章 施策分野の展開</p> <p>第5節 電子自治体・公共サービスの充実</p> <p>(2) 電子行政サービス</p> <p>イ マイナンバー制度への対応と活用</p>	<p>今年(2015年)10月に個人番号(マイナンバー)の通知が全国民に行われます。今までにない大がかりな国の施策になりますが、国の調査ではマイナンバーの認知度は7人に一人程度だということです。</p> <p>この番号はまず来年から社会保障や税金の手続きに使われ、近い将来、金融機関や医療機関でも利用されることがほぼ決まっていますので、一人一人が自分の番号を安全に管理を行わないと、個人情報や家族の形態、病歴、介護の状態、収入状況などが外部に流出する恐れがあると考えられます。</p> <p>このような番号ですが、その重要性を十分理解できない高齢者(認知症や精神疾患の方など)に対して、どう伝えていくのか、管理はどうするのか等のアナウンスがどこからも聞かれません。</p> <p>計画にはそのような問題の対応や周知への取り組みが書かれておらず、不安を覚えます。</p> <p>また、マイナンバー制度はその利用分野が安全性の観点から制限されているはずですが、計画においては、安全性への具体策が記載されておらず、早くもその先の利用方針が掲載されています。民間企業における理解や安全措置の対応も進んでいない状況であまりにも楽観的な計画にみえる。</p>	<p>【マイナンバー制度について】</p> <p>個人番号の国民への通知は書留で送られることとされており、その重要性を十分理解できない高齢者等に対しては、代理人の方に適正に管理していただくこととなります。</p> <p>国では3月からテレビ、新聞、折込広告等を通じた制度の周知を行っており、県でも広報誌などを活用し、制度の周知を行う予定です。</p> <p>マイナンバー制度においては、番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集、保管等を禁止することや、特定個人情報保護委員会による監視・監督などの制度面の保護措置に加え、個人情報を一元管理せずに分散管理を実施することや、個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を実施するなどのシステム面での保護措置を講じられています。</p> <p>また、特定個人情報保護委員会から「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」が示されており、民間企業も含めて周知を図っているところです。</p> <p>県においては、P.51に記載のとおり、情報セキュリティに配慮したシステム整備を行うなど、法律やガイドラインに適切に対応してまいります。</p> <p>ご意見について参考とさせていただきます。</p> <p><b>P.51</b></p> <p>第4章 第5節 (2) 電子行政サービス</p> <p>イ マイナンバー制度への対応と活用</p> <p>【今後の取組】</p> <p>○マイナンバー制度の導入に的確に対応し、関係機関が連携して情報セキュリティに配慮したシステムを整備し、県民の利便性向上を図るとともに、マイナンバーの利用範囲の拡大にも積極的に取り組みます。</p>